

畜産経営体質強化資金対策事業実施要領
(平成28年5月6日付け28生畜第180号承認)

公益社団法人 中央畜産会

制定 平成28年4月20日付け28年度発中畜第72号
一部改正 平成28年12月16日付け28年度発中畜第1904号
一部改正 平成29年 2月22日付け28年度発中畜第2700号
一部改正 平成29年 9月11日付け29年度発中畜第2330号

公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、本事業を実施するものとする。

本事業による利子補給金及び交付金の交付に関しては、実施要綱、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるもののほか、この事業実施要領に定めるところによるものとする。

第1 事業内容

本事業の内容は、次のとおりとし、事業の細目については別添1及び別添2のとおりとする。

1 畜産経営体質強化支援資金融通事業

(1) 畜産経営体質強化支援資金利子補給等事業

畜産クラスター計画に基づき地域全体の支援を得て新しい経営展開を図っていくなど意欲ある畜産経営に対し、償還負担を軽減するため、次の支援を行う。

ア 融資機関に対する利子補給

意欲ある畜産経営の既往負債の償還負担を軽減し、経営改善の取組を促進するための借換資金である畜産経営体質強化支援資金（以下「体質強化支援資金」という。）の貸付けを行った融資機関に対して行う利子補給

イ 利子補給の円滑な実施のための調査及び指導

アの事業の円滑な実施を図るために中央畜産会が行う調査、指導等

(2) 畜産経営体質強化支援資金融通円滑化事業

畜産クラスター計画に基づき地域全体の支援を得て新しい経営展開を図っていくなど意欲ある畜産経営に対し、体質強化支援資金の融通の円滑化を図るため、次の支援を行う。

ア 農業信用基金協会に対する畜産経営体質強化支援資金融通円滑化交付金の交付

農業信用保証保険法（昭和 36 年法律第 204 号。以下「保証保険法」という。）に基づき設立された農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対して行う、体質強化支援資金に係る保証債務の弁済に伴う損失の一部を補填するための畜産経営体質強化支援資金融通円滑化交付金（以下「融通円滑化交付金」という。）の交付

イ 融通円滑化交付金の交付の円滑な実施のための調査及び指導

アの事業の円滑な実施を図るために中央畜産会が行う調査、指導等

2 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業

次のいずれかに該当する資金の借入れに係る債務を基金協会が保証する場合において、当該債務保証について被保証者が負担する保証料を免除するため、当該保証料を補填するための乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化交付金（以下「増頭資金円滑化交付金」という。）の基金協会への交付

- (1) 乳用牛の計画的な増頭に当たって必要な牛の購入又は育成のための資金
- (2) 繁殖牛の計画的な増頭に当たって必要な牛の購入又は育成のための資金

第 2 その他

- 1 公益社団法人中央畜産会会長（以下「会長」という。）は、この事業実施要領に定めるもののほか、本事業の実施及び実績について必要に応じ、融資機関、信用農業協同組合連合会等別添 1 の 1 1 の（1）により委託を受けた団体（以下「信農連等」という。）及び基金協会に対し、調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 会長は、この事業実施要領に定めるほか、本事業の実施につき必要な事項は、生産局長の承認を受けて別に定めることができるものとする。

別添 1

畜産経営体質強化支援資金融通事業の事業細目

第1の1の畜産経営体質強化支援資金融通事業の事業細目については以下のとおりとする。

1 借換対象資金

体質強化支援資金により償還負担の軽減のための借換えを行うことができる資金は、体質強化支援資金の借入れを希望する酪農経営、肉用牛経営又は養豚経営を営む者（以下「借入希望者」という。）が借り入れたこれらの経営に必要な資金とする。ただし、次に掲げる資金は除くものとする。

- (1) 農業経営基盤強化資金のうち負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（7）に定める資金）
- (2) 経営体育成強化資金のうち負担軽減（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のIIに定める資金）
- (3) 農業経営負担軽減支援資金（農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知）に定める資金）
- (4) 体質強化支援資金
- (5) 畜産特別資金（畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号独立行政法人農畜産業振興機構理事長通知）第1の1に定める資金）
- (6) 畜産経営維持緊急支援資金（畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施要綱（平成21年6月3日付け21農畜機第1115号独立行政法人農畜産業振興機構理事長通知）に定める資金）

2 貸付対象者

貸付対象者は、次の（1）から（5）までの全てを満たす借入希望者であることとする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の規定による農業経営改善計画又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の規定による経営改善計画の認定を受けた者（実施要綱第2の3の中心的な経営体となることができな合理的な事由がある場合に限る。）
 - イ 実施要綱第2の3に定める中心的な経営体
- (2) 簿記記帳を行っているか又は行うことが確実と見込まれること。
- (3) 酪農経営、肉用牛経営又は養豚経営を今後とも長期に継続（後継者が継続する場合を含む。）するとともに、経営の改善に積極的に取り組む

意欲と能力を有しており、3の畜産経営体質強化計画につき都道府県知事の承認を受けていること。

- (4) 償還負担を軽減することにより、3の畜産経営体質強化計画の達成が可能であり、かつ、体質強化支援資金の借入年度以降において、体質強化支援資金を含む全ての債務の約定償還金の返済が可能であること。
- (5) 法人にあつては、次のいずれかに該当すること。
 - ア 農事組合法人
 - イ 農業を主として営む個人、農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「農業者等」と総称する。)がその法人の社員(業務を執行する社員に限る。)の数の過半を占めている会社法(平成17年法律第86号。以下同じ。)第575条第1項に規定する持分会社
 - ウ 農業者等がその法人の株主であつて、株主の総数が50人以下である株式会社(公開会社(会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でない株式会社に限る。)
 - エ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、農業者等又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの
 - オ その他都道府県知事が地方農政局長(北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)と協議して認めた法人

3 畜産経営体質強化計画

(1) 畜産経営体質強化計画の作成

借入希望者は、関係者、関係機関等の協力を得て、自身が営む畜産経営の収益性を向上させることを目的として、別紙様式第1号により次に掲げる内容からなる畜産経営体質強化計画(以下「体質強化計画」という。)を作成するものとする。なお、作成に際しては、当該関係者、関係機関等は、借入希望者の意向を最大限尊重するものとする。

- ア 経営体の概要
- イ 経営の概況
- ウ 直近3ヶ年の損益及び収支状況
- エ 体質強化支援資金で借り換える既往負債の契約内容
- オ 畜産クラスター計画における位置づけと役割(2の(1)のアに該当する者にあつては地域の畜産における位置づけと役割)
- カ 収益性を向上させるための事業計画
- キ 借換えを行った事業年度から償還を開始して5ヶ年を経過するまでの収支計画
- ク 地域の関係者、関係機関等による支援内容
- ケ 定量的な成果目標及び成果目標を実現させるための取組の内容
- コ その他

(2) 体質強化計画に係る手続き

- ア 借入希望者は、(1)により作成した体質強化計画を借入れを希望する融資機関に提出するものとする。
- イ 融資機関は、体質強化計画が提出された場合には、借入希望者が2の要件(2の(3)のうち「3の畜産経営体質強化計画につき都道府県知事の承認を受けていること」を除く。)に該当する者であることを確認し、当該体質強化計画の内容を検討した上で、別紙様式第2号の畜産経営体質強化計画に対する意見書により、計画の妥当性及び償還確実性に関する意見を付して、当該体質強化計画と併せて都道府県知事に提出するものとする。
- ウ 都道府県知事は、融資機関から体質強化計画が提出されたときは、融資機関から提出された意見の内容を十分に考慮して体質強化計画の妥当性を審査し、あらかじめ地方農政局長に協議した上で、体質強化計画の承認を行うことができるものとする。なお、審査に当たっては、必要に応じ都道府県の畜産主務課及び農業に係る資金担当主務課、融資に関する知見を有する機関、畜産に関する技術や経営に知見を有する機関、その他体質強化計画に関し必要な知見を有する機関の職員をもって構成する審査委員会を開催するものとし、審査委員会は中立的に審査に当たるものとする。また、必要に応じ借入希望者の事業所が所在する市町村に対し、体質強化計画の内容の確認に係る照会を行うことができるものとする。
- エ 都道府県知事は、ウの承認を行ったときは、別紙様式第3号の畜産経営体質強化計画承認通知書により、速やかに、借入希望者、融資機関及び会長に通知するものとする。
- オ 融資機関は、エの通知を受けたときは、借入希望者に体質強化支援資金を貸し付けるとともに、別紙様式第4号の畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況報告書(以下「貸付実行報告書」という。)により、体質強化支援資金の貸付日の翌月末日までに、会長に報告を行うものとする。
- カ 体質強化計画を変更する必要がある場合には、アからオに準じて行うものとする。
- キ 都道府県知事は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、あらかじめ地方農政局長に協議した上で、ウの承認を取り消すものとする。この際、都道府県知事は、ウの審査委員会の意見を聴くことができるものとする。
- (ア) 体質強化計画の達成が困難となったと認められること。
 - (イ) 体質強化計画の承認取消しの申請がなされたこと。
 - (ウ) 体質強化計画の承認後に不実記載が認められること。
 - (エ) 体質強化支援資金を借り入れた者(以下「借入者」という。)が2の貸付対象者の要件を満たさなくなったと認められること。
- ク 都道府県知事は、キの承認の取消しを行ったときは、別紙様式第5号の畜産経営体質強化計画承認取消通知書により、速やかに、借入者、融資機関及び会長に通知するものとする。

4 融資機関

第1の1の(1)のアの融資機関は、次に掲げる機関とする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 農業協同組合連合会
- (3) 農林中央金庫
- (4) 銀行
- (5) 株式会社商工組合中央金庫
- (6) 信用金庫
- (7) 信用協同組合

5 貸付条件

(1) 貸付限度額

貸付限度額は、1の借換対象資金の借入残高とする。

(2) 償還期限及び据置期間

償還期限(据置期間を含む。)及び据置期間は、酪農経営及び肉用牛経営にあってはそれぞれ25年以内及び5年以内、養豚経営にあってはそれぞれ15年以内及び5年以内とする。

(3) 償還方法

償還方法は、元金均等とする。

(4) 貸付利率

貸付利率は、貸付当初5年間は無利子とし、6年目以降は実施要領別紙5の別添1の5の(4)に基づき会長が定める利率以内とする。

なお、貸付利率については6の貸付日ごとに中央畜産会のホームページに掲載して公表する。

(5) 利子補給率

利子補給率は1.01%とする。ただし、畜産情勢や貸付金利動向等を勘案して、改定することができる。

この場合において、中央畜産会のホームページに掲載して公表する。

6 貸付日

体質強化支援資金の貸付日は、3の(2)のウの体質強化計画の承認後であって毎年度、原則として5月31日(平成28年度は6月30日)、8月31日(平成28年度は9月30日)、11月30日及び2月28日(閏年にあつては2月29日)とするが、経済・社会情勢等を勘案し会長が別に定めることができるものとする。

7 債権保全措置

- (1) 債権保全措置については、融資機関(必要に応じて融資機関及び基金協会)と借入希望者の協議により、物的担保又は基金協会による保証のいずれかとするを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、

「経営者保証に関するガイドライン」(平成 25 年 12 月 5 日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表)を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

- (2) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。
- (3) 以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、借入希望者の経営能力等からみて体質強化計画の達成及び融資返済が確実と考えられる場合には、融資を行う(必要に応じて融資額を調整することがありうる。)ことを基本とする。

8 利子補給金

(1) 利子補給契約の締結

体質強化支援資金の貸付けを行おうとする融資機関は、あらかじめ別紙様式第 6 号の畜産経営体質強化支援資金利子補給契約締結申込書に別紙様式第 7 号の畜産経営体質強化支援資金利子補給契約書(以下「利子補給契約書」という。)を 2 部添えて会長に提出し、利子補給契約を締結するものとする。

(2) 利子補給額等の通知

会長は、貸付実行報告書に基づき年度毎の償還計画額及び利子補給額(以下「利子補給額等」という。)を別紙様式第 8 号の畜産経営体質強化支援資金償還計画額・利子補給額計算書(以下「利子補給額等計算書」という。)により、都道府県知事、融資機関及び信農連等に通知するものとする。

(3) 利子補給額の算定

ア 第 1 の 1 の (1) のアの利子補給に要する経費は、融資機関の貸付金利が実施要領別紙 5 の別添 1 の 5 の (4) の基準金利である場合に、融資機関の体質強化支援資金の貸付平均残高(利子補給金計算期間中の毎日の最高貸付残高(延滞額は除く。))の総和を 365 日で除して得た額とする。以下同じ。)に 5 の (5) の利子補給率(以下「利子補給率」という。)を乗じて算出される額に相当する額(貸付当初 5 年間については、貸付利率の無利子化に必要な額として、貸付平均残高に 5 の (4) の貸付利率(当該貸付利率未満で融資機関が貸し付ける場合にはその利率)を乗じて算出する額に相当する額との合計額)とする。

イ ただし、利子補給を受けた場合に 5 の (4) の貸付利率未満で体質強化支援資金を貸し付けることのできる融資機関にあつては、5 の (5) の利子補給率と、当該貸し付けることのできる利率及び 5 の (5) の利子補給率の和から当該融資機関が実際に体質強化支援資金を貸し付ける利率を減じて得た率のいずれか低い率で計算した額に相当する額とする。

(4) 貸付実行状況等異動報告書の提出

ア 融資機関は、3 の (2) のオの貸付実行報告書及び (2) の利子補給額等計算書の内容に異動が生じた場合には、速やかに別紙様式第 9

号の畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動報告書（以下「異動報告書」という。）を会長に提出するものとする。

イ 異動報告書の提出に当たっては、異動の内容に応じて別紙様式第9号の別添1「畜産経営体質強化支援資金貸付実行状況等異動表」、別紙様式第9号の別添2「合併に伴う利子補給契約の承継について(通知)」、別紙様式第9号の別添3「利子補給事業融資機関コード等変更入力票I」、別紙様式第9号の別添4「畜産経営体質強化支援資金貸付対象者氏名の変更について」及び別紙様式第9号の別添5「貸付対象者氏名変更入力票I」を添付する。

ウ 当年度の利子補給金の請求金額に修正を伴う異動報告書は、遅くとも、(7)の畜産経営体質強化支援資金利子補給金請求書のその年の提出期限の30日前までに、中央畜産会に到着するように留意するものとする。

(5) 利子補給額等の異動修正額の通知

会長は、(4)のアの異動報告書の提出があった場合には、(10)の返還を要する異動修正にあつては直ちに、返還を要しない異動修正にあつては(7)の畜産経営体質強化支援資金利子補給金請求書の提出手続きに間に合うように、利子補給額等を修正し、別紙様式第10号の畜産経営体質強化支援資金償還計画額・利子補給額異動修正計算書（以下「異動修正計算書」という。）により、中央畜産会に到着した異動報告書の分を取りまとめ、都道府県知事、融資機関及び信農連等に通知するものとする。

(6) 借入者の経営中止状況報告

融資機関は、体質強化支援資金の借入者が次に掲げる期日をもって当該経営を中止した場合には、別紙様式第11号の畜産経営体質強化支援資金借入者経営中止状況報告書を速やかに会長に提出するものとする。

ア 酪農経営にあつては、生乳（搾乳を目的とする乳用種雌牛の販売経営は当該牛）の最終出荷日。

イ 肉用牛経営にあつては、肉用牛の最終出荷日。

ウ 養豚経営にあつては、豚の最終出荷日。

(7) 利子補給金の請求

利子補給金の交付を受けようとする融資機関は、毎年度、会長が別に定める期日までに、別紙様式第12号の畜産経営体質強化支援資金利子補給金請求書（以下「請求書」という。）に、別紙様式第13号の畜産経営体質強化支援資金約定償還額の償還状況報告書（以下「償還状況報告書」という。）を添えて会長に提出するものとする。

なお、請求書の作成に当たっては、会長から送付された利子補給額等計算書又は異動修正計算書に基づき作成するものとする。

(8) 利子補給金の交付

中央畜産会は、(7)の請求があった場合には、当該融資機関に対し利子補給金を交付するものとする。

(9) 利子補給の停止

中央畜産会は、3の(2)のクの承認の取消しの通知があった場合にあっては当該取消認定日から、(6)の借入者の経営中止状況報告があった場合にあってはその翌日から、融資機関に対し利子補給金の全部又は一部の交付を行わないものとする。

(10) 利子補給金の返還

中央畜産会が融資機関に対し利子補給金を交付した後、交付した利子補給金の全部又は一部が適当でないと認められた場合には、中央畜産会は、次により利子補給金を返還させる等の措置をとるものとする。

ア 中央畜産会は、当該融資機関から事情を徴するとともに、適当でないと認められた利子補給金の全部又は一部に別表1に定める利息相当額を加算して得た額(以下「返還金」という。)を別表2に定める期限までに納付させるものとする。

イ 中央畜産会は、アの期限内に返還金が納付されない場合は、当該返還金のほか、アの期限の翌日から納付の日までの日数に応じ当該返還金に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

9 実績報告

融資機関及び信農連等は、毎年度、融資及び利子補給の実績について、別紙様式第14号の畜産経営体質強化支援資金利子補給事業実績報告書により貸付を実行した年度又は利子補給金を受領した年度の翌年度の4月10日までに会長に提出するものとする。

10 償還終了等の報告

融資機関は、借入者が体質強化支援資金の償還を終了した場合又は償還が不可能となった場合には、速やかに別紙様式第15号の畜産経営体質強化支援資金償還終了等報告書(以下「償還終了等報告書」という。)によりその旨を会長に報告するものとする。

11 畜産経営体質強化支援資金利子補給等事業の委託

中央畜産会は、畜産経営体質強化支援資金利子補給等事業(以下「利子補給等事業」という。)の一部を信農連等に対し、次により委託して行うことができるものとする。

(1) 信農連等への委託事業

利子補給等事業の適正かつ円滑な実施を図るために必要な融資機関に対する調査、指導、連絡等に関する次の事業

ア 融資機関から提出された利子補給契約書を取りまとめること。

イ 貸付実行報告書及び異動報告書を取りまとめ、審査及び保管すること。

ウ 中央畜産会から送付された利子補給額等計算書及び異動修正計算書のうち融資機関に係るものを送付すること。

エ 請求書及び償還状況報告書を取りまとめ、審査及び保管すること。

オ 融資機関からの委任により利子補給金を請求すること、及び中央畜産会から交付される利子補給金を融資機関に送金すること。

- カ 中央畜産会から融資機関に通知される通知文を伝達すること。
 - キ 交付された利子補給金の返還に関する書類を審査すること。
 - ク 融資機関から提出された償還終了等報告書を取りまとめること。
 - ケ 融資機関の貸付状況等を調査するとともに、経営中止等の事例を的確に把握し、誤って利子補給金の請求が行われないように指導すること。
 - コ 都道府県が融資機関について行う貸付状況等の現地調査に協力すること。
 - サ 利子補給等事業に係る会議に出席すること。
 - シ その他中央畜産会が必要と認めて委託する業務を処理すること。
- (2) 融資機関は、3の(2)のオ、8の(1)、(4)、(6)、(7)、(8)及び(10)、9並びに10の事務を別紙様式第16号の委任状をもって信農連等に委任することができるものとする。
- (3) 信農連等は、貸付実行報告書を取りまとめの上、別紙様式第17号の「畜産経営体質強化支援資金貸付実行報告書の送付について」により3の(2)のオの期日までに、また、8の(7)の請求書を取りまとめの上、別紙様式第18号の畜産経営体質強化支援資金利子補給金請求書(信農連等用)を8の(7)の期日までに会長に提出するものとする。

12 提出書類の報告

融資機関が中央畜産会に提出する書類(信農連等が融資機関の委任を受けて提出する書類を含む。)は、同時に都道府県に報告するものとする。

13 利子補給等事業の推進

中央畜産会は、利子補給事務の適正かつ円滑な推進を図るため、融資機関に対して必要な調査、指導等を行うことができるものとする。

14 融通円滑化交付金

- (1) 体質強化支援資金に係る保証債務の代位弁済に伴い、融通円滑化交付金の交付を受けようとする基金協会は、あらかじめ別紙様式第19号の畜産経営体質強化支援資金融通円滑化交付金の交付に関する契約締結申込書に別紙様式第20号の畜産経営体質強化支援資金融通円滑化交付金の交付に関する契約書を2部添えて会長に提出し、交付契約を締結するものとする。
- (2) 基金協会は、融資機関に対し体質強化支援資金に係る保証債務の代位弁済を行おうとする場合には、あらかじめ別紙様式第21号の畜産経営体質強化支援資金融通円滑化事業に係る代位弁済承認申請書に係る協議書により都道府県知事に協議した上で、別紙様式第22号の畜産経営体質強化支援資金融通円滑化事業に係る代位弁済承認申請書により地方農政局長の承認を受けるものとする。
- (3) 基金協会は、(2)により地方農政局長の承認を受けて保証債務の弁済を行った日から起算して6か月以内に、別紙様式第23号の畜産経営体質強化支援資金融通円滑化交付金請求書を会長に提出することにより、融通円滑化交付金を請求することができるものとする。

- (4) (3)により請求することができる融通円滑化交付金の額は、2により地方農政局長の承認を受けて保証債務の弁済を行った額から、当該保証債務に係る独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）からの保険金受領額又はその予定額を控除した額（以下「弁済額」という。）に0.9を乗じて得られた額を限度とする。
- (5) 中央畜産会は、(3)の請求があった場合には、当該基金協会に対し融通円滑化交付金を交付するものとする。
- (6) 基金協会は、交付を受けた融通円滑化交付金について、別紙様式第24号の畜産経営体質強化支援資金融通円滑化事業実績報告書を交付を受けた翌年度の4月10日までに会長に提出するものとする。
- (7) 基金協会は、体質強化支援資金に係る保証債務の代位弁済によって取得した基金協会の求償権（以下「求償権」という。）について、回収に努めるものとする。
- (8) 基金協会は、求償権の行使により回収を行った場合には、当該事業年度の決算終了後速やかに、別紙様式25号の畜産経営体質強化支援資金融通円滑化事業に係る求償権回収状況等報告書を地方農政局長、都道府県知事及び会長に提出するものとする。
- (9) 基金協会は、求償権の行使により回収した額のうち弁済額に対応する額に、当該求償権につき交付された融通円滑化交付金の額を弁済額で除して得られた率を乗じて得られた額について、毎事業年度の決算終了後速やかに、別紙様式第26号の畜産経営体質強化支援資金融通円滑化事業に係る返納書を会長に提出の上、返納するものとする。
- (10) 基金協会が取得した求償権は、当該基金協会が定めるところにより、その全部又は一部を償却することができるものとする。
- (11) 基金協会は、交付を受けた融通円滑化交付金を、体質強化支援資金に係る求償権の償却に係る経費に充てることができるものとする。
- (12) 基金協会は、求償権の償却を行った場合には、当該事業年度の決算終了後速やかに、別紙様式第27号の畜産経営体質強化支援資金融通円滑化事業に係る求償権償却報告書を、地方農政局長、都道府県知事及び会長に提出するものとする。
- (13) 実施要領別紙5の別添1の9の(9)により、(2)の承認が取り消された場合には、会長は基金協会に対し、融通円滑化交付金の返還を命じるものとする。
- (14) 基金協会は、(13)により融通円滑化交付金の返還を命じられた場合には、これを返還するものとする。
- (15) 基金協会は、(5)により融通円滑化交付金の交付を受けた年度の翌年度以降、毎事業年度の決算終了後速やかに、別紙様式第28号の畜産経営体質強化支援資金融通円滑化交付金管理状況等報告書を、地方農政局長、都道府県知事及び会長に提出するものとする。

15 目標年度及び成果目標

借入希望者は、次に定める目標年度及び成果目標を設定し、実現しなけれ

ばならない。

(1) 目標年度

目標年度は、借換年度の翌年度から5年以内（借換え後に機械導入により経営改善に取り組む場合にあっては、借換年度の翌年度）として設定すること。

(2) 成果目標

借換年度から10年後に次のいずれか（借換え後に機械導入による経営改善に取り組まない場合にあってはアからウまでのいずれか）を達成することを目指して目標年度における成果目標を設定し、当該目標の実現が見込まれること。

ア 販売額の10%以上の増加

イ 生産コストの10%以上の削減

ウ 農業所得又は営業利益の10%以上の増加

エ 自給飼料収穫量又は利用量の10%以上の増加

16 事業評価の報告

(1) 借入者は、体質強化支援資金を借り入れた年度から5年間、毎年度、体質強化計画に定めた定量的な成果目標について、別紙様式第29号の畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書により、翌年度の4月10日までに体質強化支援資金を借り入れた融資機関に提出するものとする。

(2) 融資機関は、(1)により提出された畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書を取りまとめ、別紙様式第30号の畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書により、提出のあった年度の4月末日までに都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、(2)により提出された畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書を取りまとめ、別紙様式第31号の畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書により、提出のあった年度の6月10日までに地方農政局長及び会長に提出するものとする。

(4) 会長は、(3)により提出された畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書を取りまとめ、別紙様式第32号の畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書により、提出のあった年度の7月末日までに農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に提出するものとする。

17 帳簿等の整備保管等

(1) 融資機関及び信農連等は、第1の1の(1)のアの事業に係る経理状況を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間は、融資機関に対する利子補給金の交付がすべて完了した年度の翌年度から起算し5年間とする。

(2) 基金協会は、第1の1の(2)のアの事業に係る経理の内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間は、本事業に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した年度の翌年度から起算し、5年間とする。

- (3) 融資機関及び基金協会は、都道府県、信農連等若しくは中央畜産会が本事業に関して報告を求めた場合、又は都道府県、信農連等若しくは中央畜産会の職員が、本事業に係る帳簿及び関係証拠書類を調査する場合には協力するものとする。

別表 1

利息相当額
<p>利息相当額は、次に掲げる式により算出するものとする。</p> $\text{利息相当額} = a \times 7.5\% \times \frac{b}{365}$ <p>a : 適当でないと認められた利子補給金の全部又は一部の額 b : 利子補給金が融資機関に交付された日から8の(10)のアの返還金が中央畜産会に納付されるまでの日数</p>

別表 2

納付期限
<p>納付期限は、交付した利子補給金の全部又は一部が適当でないとして中央畜産会が融資機関に返還金の納付を文書をもって通知した日から起算して40日目とする。</p>

別添 2

乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業の事業細目

第1の2の乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業の事業細目については以下のとおりとする。

1 債務保証の対象資金

融資機関が2の債務保証引受対象者に貸付ける保証保険法第2条第3項に掲げる資金のうち、次のいずれかに該当するもの

- (1) 乳用牛の購入又は育成に必要な資金
- (2) 繁殖牛の購入又は育成に必要な資金

2 債務保証引受対象者

債務保証引受対象者は、次の(1)から(3)までの全てを満たす酪農経営又は肉用牛経営を営む者であることとする。

- (1) 簿記記帳を行っているか又は行うことが確実と見込まれること。
- (2) 酪農経営又は肉用牛経営を今後とも長期に継続（後継者が継続する場合を含む。）するとともに、家畜の増頭に取り組む意欲を有しており、3の乳用牛・繁殖牛増頭計画を作成していること。
- (3) 法人にあっては、次のいずれかに該当すること。

ア 農事組合法人

イ 農業を主として営む個人、その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）（以下「農業者等」と総称する。）がその法人の社員（業務を執行する社員に限る。）の数の過半を占めている会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社

ウ 農業者等がその法人の株主であって、株主の総数が50人以下である株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でない株式会社に限る。）

エ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者等又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの

オ その他都道府県知事が地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議して認めた法人

3 乳用牛・繁殖牛増頭計画

保証料免除を希望する者（以下「保証料免除希望者」という。）は、関係者、関係機関等の協力を得て、自身の飼養頭数を計画的に増頭することを目的として、別紙様式第33号により次に掲げる内容からなる乳用牛・繁殖牛増頭計画（以下「増頭計画」という。）を作成するものとする。なお、作成に際して

は、当該関係者、関係機関等は、保証料免除希望者の意向を最大限尊重するものとする。

(1) 経営体の概要

(2) 次に掲げる内容からなる飼養頭数を増加させる計画

ア 乳用雌牛については、乳用雌牛の増頭及び乳用子牛の生産計画

イ 肉用繁殖雌牛については、肉用繁殖雌牛の増頭及び肉用繁殖雌牛としての継続的な供用計画

4 保証料免除に係る補填の条件

(1) 補填の対象となる保証料率の上限

補填の対象となる保証料率の上限は、独立行政法人農林漁業信用基金の業務方法書における農業運転資金の保険料率を0.7で除して得た率とする。

なお、基金協会においてこの率を下回った保証料率を設定している場合はその率を保証料率の上限とする。

(2) 保証料免除の期間

補填の対象となる保証料免除の期間は、対象資金の償還期間とする。

5 保証料免除に係る手続き

(1) 保証料免除希望者は、資金借入れの申込みの際に、債務保証委託申込書及び別紙様式第35号-1の乳用牛・繁殖牛増頭計画に係る保証料免除申請書に、3により作成した増頭計画を添付して融資機関に提出するものとする。

なお、導入に必要な資金の借入れを希望する者については、導入費の内訳を記載するものとし、育成に必要な資金の借入れを希望する者については、債務保証の対象となる乳用牛又は繁殖牛に番号(任意の番号)を付すとともに、育成費の内訳を記載するものとする(別紙様式第35号-1(別添))。

(2) 融資機関は、増頭計画が提出された場合は、保証料免除希望者が2の要件に該当する者であることを確認し、当該増頭計画の内容を検討した上で、別紙様式第34号の乳用牛・繁殖牛増頭計画に対する意見書により、計画の妥当性に関する意見を付して、債務保証委託申込書及び乳用牛・繁殖牛増頭計画に係る保証料免除申請書と併せて基金協会に提出するものとする。

(3) 基金協会は、融資機関から増頭計画が提出されたときは、融資機関から提出された意見の内容を十分に考慮して増頭計画の妥当性を審査し、あらかじめ都道府県知事に協議した上で、保証料免除希望者の保証料免除を決定することができるものとする。

(4) 基金協会は、(3)の決定を行ったときは、別紙様式第35号-2の乳用牛・繁殖牛増頭計画に係る保証料免除決定通知書により、速やかに、保証料免除希望者、融資機関及び会長に通知するものとする。

- (5) 融資機関は(4)の保証料免除決定通知書を受理した後、保証料免除の決定を受けた者(以下「保証料免除者」という。)に対し増頭計画に基づく貸付けを行った場合には、速やかにその旨を基金協会に報告するとともに、当該貸付金に係る償還計画表(融資機関任意の様式)を基金協会に提出するものとする。
- (6) 基金協会は、(4)の通知後に保証料免除希望者の保証料免除を行うものとする。
- (7) 基金協会は、増頭計画に基づく融資に係る債務保証を引き受けた場合には、別紙様式第36号の乳用牛・繁殖牛増頭計画に係る債務保証引受状況報告書に、(5)により融資機関から提出された償還計画表を添付して、債務保証引受決定日の翌月末日までに、会長に提出するものとする。
- (8) 会長は乳用牛・繁殖牛債務保証引受状況報告書に基づき、別紙様式第37号-1の増頭資金円滑化交付金償還計画額・交付金額計算書を作成し、基金協会に通知するものとする。
- (9) 育成に必要な資金の借入れを行った保証料免除者は、債務保証の対象となる乳用牛又は繁殖牛に初回分娩があった場合には、初回分娩があった月毎に融資機関を経由して基金協会にその旨を通知するものとする。
基金協会は、当該報告に基づき別紙様式第38号の債務保証状況等異動報告書により、会長に提出するものとする。
- (10) 融資機関は(5)の貸付けにおいて、貸付内容等の変更により債務保証契約に変更が生じた場合には、速やかにその旨を基金協会に報告するとともに、変更後の償還計画表を基金協会に提出するものとする。
- (11) 基金協会は、債務保証契約の変更により(7)の債務保証引受状況報告書の内容に異動が生じた場合には速やかに別紙様式第38号の債務保証状況等異動報告書に(10)により融資機関から提出された変更後の償還計画表を添付して会長に提出するものとする。この場合における債務保証契約の変更手続等については、(3)、(4)及び(8)に準じ、会長は別紙様式第37号-2の増頭資金円滑化交付金償還計画額・交付金額異動修正計算書を作成し、基金協会に通知するものとする。
- (12) 基金協会は、保証料免除者が次に掲げる期日をもって当該経営を中止した場合には、別紙様式第39号の乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化交付金対象者経営中止状況報告書を速やかに融資機関、都道府県知事及び会長に提出するものとする。
ア 酪農経営にあつては、生乳(搾乳を目的とする乳用種雌牛の販売経営は当該牛)の最終出荷日。
イ 肉用牛経営にあつては、肉用牛の最終出荷日。
- (13) 増頭計画を変更する必要がある場合には、(1)から(6)に準じて行うものとする。

6 増頭資金円滑化交付金

- (1) 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業に係る債務保証の保証料減免に伴い、増頭資金円滑化交付金の交付を受けようとする基金協会は、あらか

じめ別紙様式第 40 号の乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化交付金の交付に関する契約締結申込書に別紙様式第 41 号の乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化交付金の交付に関する契約書を 2 部添えて会長に提出し、交付契約を締結するものとする。

- (2) 基金協会は、毎年度、別紙様式第 42 号の乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化交付金請求書を会長が定める期日までに提出するものとする。

なお、請求書の作成に当たっては、会長から送付された増頭計画に係る増頭資金円滑化交付金償還計画額・交付金額計算書に基づき作成するものとする。

ただし、極度貸付けに係るものについては、極度貸付実支払報告書（別紙様式第 42 号の別添）に基づき算出した額とし、当該報告書については年度終了後速やかに提出するものとする。

- (3) (2) により毎年度請求することができる乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化交付金（以下「増頭資金円滑化交付金」という。）の額は、当該年度における債務保証残高に 4 の（1）に基づく保証料率を乗じた額を限度とする。

- (4) 中央畜産会は、(2) の請求があった場合には、当該基金協会に対し増頭資金円滑化交付金を交付するものとする。

- (5) 基金協会は、保証料免除者が次に掲げる事由に該当することを知った時は、別紙様式第 43 号の乳用牛・繁殖牛増頭計画に係る保証料免除承認取消通知書により保証料免除者、融資機関、都道府県知事及び会長に通知するものとする。

ア 債務保証の申込みに際して虚偽その他不実の記載を行ったとき

イ 1 の債務保証の対象資金の要件を満たさなくなったとき

ウ 2 の債務保証引受対象者の要件を満たさなくなったとき

- (6) 中央畜産会は、(5) の取消があった場合にあっては当該取消承認日から、5 の（1 2）の乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化交付金対象者の経営中止状況報告があった場合にあってはその翌日から、基金協会に対し増頭資金円滑化交付金の全部又は一部の交付を行わないものとする。

また、既に交付した増頭資金円滑化交付金の全額又は一部について、基金協会から返還させることができるものとする。

- (7) 基金協会は、(6) により増頭資金円滑化交付金の返還を命じられた場合には、別紙様式第 44 号の乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業に係る返納書によりこれを返還するものとする。

- (8) 基金協会は、交付を受けた増頭資金円滑化交付金について、別紙様式第 45 号の乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業実績報告書を交付を受けた翌年度の 4 月 10 日までに会長に提出するものとする。

7 債務保証等の報告

基金協会は、乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業に係る債務保証を終了した場合には、速やかに別紙様式第 46 号の乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業債務保証終了等報告書によりその旨を会長に報告するものとする。

8 事業評価の報告

- (1) 保証料免除者は、増頭計画に係る保証料免除を受けた年度から増頭目標年度までの間、毎年度、増頭計画の達成状況について、別紙様式第 47 号の乳用牛・繁殖牛増頭計画達成状況報告書により、翌年度の 4 月 10 日までに融資機関に提出するものとする。
- (2) 融資機関は、(1) により提出された乳用牛・繁殖牛増頭計画達成状況報告書を取りまとめ、別紙様式第 48 号の乳用牛・繁殖牛増頭計画達成状況報告書により、提出のあった年度の 4 月末日までに基金協会に提出するものとする。
- (3) 基金協会は、(2) により提出された乳用牛・繁殖牛増頭計画達成状況報告書を取りまとめ、別紙様式第 49 号の乳用牛・繁殖牛増頭計画達成状況報告書により、提出のあった年度の 6 月 10 日までに都道府県知事及び会長に提出するものとする。
- (4) 会長は、(3) により提出された乳用牛・繁殖牛増頭計画達成状況報告書を取りまとめ、別紙様式第 50 号の乳用牛・繁殖牛増頭計画達成状況報告書により、提出のあった年度の 7 月末日までに農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に提出するものとする。

9 帳簿等の整備保管等

- (1) 基金協会は、第 1 の 2 の事業に係る経理の内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間は、本事業に係る保証債務の償還が終了した年度の翌年度から起算し、5 年間とする。
- (2) 基金協会は、都道府県若しくは中央畜産会が本事業に関して報告を求めた場合、又は都道府県若しくは中央畜産会の職員が、本事業に係る帳簿及び関係証拠書類を調査する場合には協力するものとする。

附 則（平成 28 年 5 月 6 日 28 生畜第 180 号承認）

この事業実施要領の改正は、生産局長の承認のあった日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日より適用するものとする。

附 則（平成 29 年 1 月 23 日 28 生畜第 1103 号承認）

- 1 この事業実施要領（次項において「旧要領」という。）の改正は、生産局長の承認のあった日から施行するものとする。
- 2 改正前の旧要領の規定によりした手続その他の行為は、改正後の事業実施要領の相当する規定によりした手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 29 年 2 月 24 日 28 生畜第 1356 号承認）

この事業実施要領の改正は、生産局長の承認のあった日から施行するものとする。

附 則（平成 29 年 11 月 8 日 29 生畜第 779 号承認）

- 1 この事業実施要領の改正は、生産局長の承認のあった日から施行する。

2 改正前の旧要領の規定によりした手続その他の行為は、改正後の事業実施要領の相当する規定によりした手続その他の行為とみなす。